|  |
| --- |
| 誓　　　約　　　書　　年　　月　　日　（宛先）前橋市長　所　 在　 地商号又は名称代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　前橋市が実施する令和７年度前橋市シティプロモーション推進アドバイス等業務委託に係る公募型プロポーザルの参加申請に当たって、次の応募資格を全て満たすことを誓約します。記１　応募資格（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。（３）総務省の地域人材ネットに登録されており、かつ、取組分野「12.シティプロモーション・地域PR」の「地域ブランディング」、「メディア活用策」、「効果の把握・評価」の３項目すべてに該当する前橋市外在住の外部専門家を派遣できること。（４）前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）でないこと。（５）企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第２条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第２条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。また、応募時点において団体及びその代表者が次のいずれにも該当しないことを誓約します。ア　法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納している。イ　会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である。ウ　指定管理者の責に帰すべき事由により、２年以内に指定の取消を受けている。エ　地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、市における入札参加を制限されている。オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者である。カ　宗教活動又は政治活動を目的としている。キ　２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている。（仮に受けている場合、必要な措置について労働基準監督署に報告していない。）ク　役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる。 |

発行責任者及び担当者

・発行責任者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

・担　当　者：　　　　　　　　　　　（電話番号）

**《参考》**

**地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）**

（一般競争入札の参加者の資格）

**第１６７条の４**　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。